

# **(第3期)尾道市事業所LED照明設備 設置等促進補助金**

## **申請の手引き**

### **【申請期間】**

**令和5年7月18日(火)～令和5年9月29日(金)**

**問い合わせ先・提出先**

**尾道市久保一丁目15-1**

**尾道市 産業部商工課 商工振興係**

**TEL:0848-38-9182**

# (第3期)尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金とは

市内の工場、事業所等の電力コストの削減により経営の安定的な継続を図ることを目的として照明設備のLED照明への切替に要する経費の一部を補助します。

## 申請スケジュール



## 支給対象者

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主を含む)が対象となります。

※申請月までに創業していない事業者並びに政治団体及び宗教上の組織、団体は対象外です。

## 支給要件

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ①令和6年1月31日までにLED照明を設置し、費用の支払が完了するもの
- ②補助対象経費が5万円以上のものであること
- ③補助金交付決定の前に今回申請するLED照明設備の設置をしていないこと
- ④国や県等の同様の補助金を交付されていないこと
- ⑤市税の滞納がないこと

## 補助対象事業

市内の工場、事業所、共同施設等において、令和6年1月31日までにLED照明設備の設置を完了し、支払いすることが、補助対象事業となります。

※既存のLED照明以外の電球、蛍光灯等から、LED照明の電球、蛍光灯等へ工事を伴わない交換や、LED照明設備の新設・増設も補助対象事業となります。

## 補助対象経費

- ・LED照明設備の購入に要する費用
- ・LED照明設備の設置に要する費用の中で、補助対象者が直接実施することができない工事に要する費用

※交付決定日以降に発生した経費であって、令和6年1月31日までに支払いと事業が完了したもの。

※領収書など、補助対象経費の支払が確認できる資料等を提出できること

### 【補助対象とならない経費の例】

- ・ 交付決定日より前に支払われた経費
- ・ 既存の照明設備がLED照明設備であり、その更新・改修等に係る経費
- ・ 予備として購入されたLEDの電球、蛍光管等
- ・ 既存設備の撤去及び処分に係る費用
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※5ページ目のQ12もご参照ください。

## 補助率と補助限度額

補助率 1/2      補助上限額 200万円 (※第1期、第2期の補助金交付額と合わせて)  
補助下限額25,000円

※第1期及び第2期に既に補助金の交付を受けた事業者のうち、補助金額の合計が200万円に到達していない事業者は、合計200万円に到達する金額の範囲内で新たに申請することができます。

# 提出書類

## ①交付申請に必要な書類

(次のすべての書類を提出してください)

- ・ (第3期)尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(別紙1)
- ・ 事業収支予算書(別紙2)
- ・ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(申請時から前6カ月以内に発行されたもの)  
(個人事業主の場合は開業届の写し)
- ・ 定款又は規約(個人事業主を除く)
- ・ LED照明設備を設置する事業所の位置図及びLED照明設備の配置図
- ・ LED照明設備の設置に係る見積書(経費の内訳が分かるもの)
- ・ LED照明設備の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
- ・ LED照明設備を設置する前の写真(施工前の写真)
- ・ 市税の完納証明書(市役所収納課、各支所で取得できます。)
- ・ 前期分の決算書の写し  
(個人事業主にあっては、前年分の所得税青色申告書又は収支内訳書の写し)
- ・ 誓約書兼同意書(別紙3)

## ②事業完了後に必要な書類

(次のすべての書類を提出してください)

- ・ (第3期)尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金実績報告書(様式第6号)
- ・ 収支決算書(別紙)
- ・ 事業の完了が確認できる書類(設備の導入後の写真等)
- ・ 経費の内訳が分かる請求書及び支払が確認できる書類の写し  
例:領収書の写し、振込や送金が確認できる資料の写し

各種申請書類は尾道市ホームページにてダウンロードできます。



←尾道市ホームページ

## Q&A①

### 【支給対象者について】

Q第1期や第2期で補助金の交付を受けた事業者も第3期の支給対象者になりますか。

A: 支給対象となります。ただし、第3期の補助上限額は第1期、第2期の交付額と第3期の申請額を合わせて200万円です。

(例) 第1期、第2期で補助金計80万円を受領した事業者は、第3期で補助金120万円を上限として申請が可能です。

Q2: 中小事業者の定義は何ですか。

A: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小事業者で、下表に定める法人等をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

Q3: NPO法人や公益法人等は対象になりますか。

A: 今回の補助金に関しては、中小企業・小規模事業者のほかに、NPO法人、一般社団法人、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体、商店街組織、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合が支給対象となります。

Q4: 個人事業主の定義は何ですか。

A: 原則、事業所得(卸売・小売・サービス業など)のある個人(税務署に開業届を提出している個人等)を意味します。

Q5: 大企業やみなし大企業は、この補助金を受け取れますか。

A: 今回の補助金に関しては、中小企業基本法で定義する中小企業(個人事業主含む)が受け取ることができるため、大企業やみなし大企業は対象外としています。

※「大企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人です。

Q6: 補助金の対象外となる「みなし大企業」とは何ですか。

A: 次の条件に該当する企業は大企業とみなして、支給の対象から外します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円をこえる中小企業者

Q7: 尾道市内に事業所があり本社が尾道市外にある場合、この補助金を受け取れますか。

A: 対象となります。具体的には、中小法人は履歴事項全部証明書で尾道市内での事業所設置の事実が確認できること、個人事業主は開業届に記載されている事業所の住所が尾道市内にあることが条件です。

Q8: いつの時点で事業所が尾道市内にあれば対象ですか。

A: 申請時点で、尾道市内に事業所を有する中小法人、個人事業主が対象となります。

例えば、2023年7月に尾道市外から尾道市内へ事業所を移転した場合、2023年8月以降に申請することができます。



## Q&A②

### 【補助対象事業、補助対象経費について】

Q9: どのような取り組みが補助対象となりますか。

A: 市内の工場、事業所、共同施設等において、令和6年1月31日までに既存のLED以外の照明設備から、LED照明設備へ交換し、支払いを完了することが、補助対象事業となります。また、電球・蛍光管のみの交換や、LED照明設備の新設・増設も対象となります。

Q10: どのような費用が補助の対象となる経費ですか。

A: LED照明設備本体(電球・蛍光管のみの場合も含む)の購入に要する費用と、LED照明設備の設置に要する費用の中で、事業主本人が実施することができない工事に要する費用が補助の対象となります。

Q11: すでに導入(設置)した設備に対する購入費用は、補助対象経費に含まれますか。

A: LED照明設備を設置する前に補助金申請をする必要があるため、申請時点で設置した設備の購入費用は、対象になりません。

Q12: 補助対象とならない経費は、どのようなものがありますか。

A: 次に掲げる項目は、補助対象経費になりません。

- ・交付決定日より前に支払われた経費
- ・申請者による施工(DIY等を含む)に係る経費
- ・支払証拠資料等により支払金額が確認できない経費
- ・他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- ・既存の照明設備がLED照明設備であり、その更新・改修等に係る経費
- ・予備として購入された電球、蛍光管等
- ・既存設備の撤去及び処分に係る費用
- ・オークション(インターネットオークション含む)により購入したもの
- ・LED照明設備のレンタル、リースに係る経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント等で支払ったもの
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

### 【補助金交付申請、実績報告について】

Q13: 補助金交付申請は、いつまでに行う必要がありますか。

A: 事業着手までに交付決定を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、交付決定前に発生した経費は、補助対象経費の対象外となります。

Q14: 事業の着手、完了とは、どのような考え方ですか。

A: 事業着手とは、LED照明設備に係る契約・発注日とします。完了とは、工事代金の支払い完了日とします。

Q15: 補助金交付申請を行ってから交付決定まで、どのくらい時間がかかりますか。

A: 書面による審査を経て補助対象事業者として決定するため、交付申請から約2～3週間かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行うよう、お願いします。

Q16: 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続きが必要ですか。

A: 次に該当する場合は、事業計画の変更承認申請が必要となります。

- ・交付申請時に導入予定であった設備等とまったく違う設備等を導入する場合(数量の変更、設備等能力の大小など軽微な変更は除く)
- ・交付申請時の補助対象経費の予定額から20%以上の減少が見込まれる場合

※交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q17: 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A: 令和6年1月31日までに事業完了させる必要があります。設置だけでなく、経費の支払いまで完了させてください。

## Q & A③

### 【補助金の振込について】

Q18: 補助金が振込まれたら連絡がきますか。

A: 振込完了の連絡はしていません。

Q19: 申請後、どれくらいで支給されますか。

A: 交付請求書(様式第8号)の受理から概ね2~3週間程度で支給する予定です。

Q20: 現金での受取はできますか。

A: できません。指定された口座への振込のみとなります。

### 【申請方法、申請書類・提出資料について】

Q21: 申請書はどこで入手できますか。

A: 尾道市役所のホームページからダウンロードできます。また、尾道市役所本庁舎1階商工課でも配布しています。

Q22: 申請書の提出先はどこですか。

A: 次の提出先へ送付してください。

提出先 : 〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商工振興係

Q23: 記入方法や提出書類の確認のため窓口を持参したいのですが、対応してくれますか。

A: 窓口での相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。

Q24: 誓約書に押印欄が見当たりませんが、押印しなくてもいいのですか。

A: 申請者(法人の代表者または個人事業主)の自署をもって、誓約事項に同意したものとみなします。

ただし、法人などの場合、代表者が遠方にいる場合は、代表者印の押印による対応でも問題ございません。

Q25: 「責任者氏名」とは誰を記入すればいいですか。

A: この補助金の申請・請求にかかる責任者の氏名を記入してください。請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、発行するにあたり責任を有する方をいいます。

(例: 経理部 尾道太郎、総務部 尾道花子 など)

Q26: 責任者と担当者が同じ場合は、どのように記入すればよいですか。

A: 「責任者」及び「担当者」欄にそれぞれ同じ人の氏名を、フルネームで記入してください。

Q27: 代表者、責任者、担当者がすべて同じ場合(1人で事業所等を経営している場合等)、責任者等の欄はどのように記入すればいいですか。

A: 代表者の職名と氏名は必ず記入してください。「責任者」及び「担当者」欄には、「同上」など、氏名の記入を省略せず、それぞれ同じ人の氏名をフルネームで記入してください。

Q28: 連絡先は携帯電話でもよいですか。

A: 固定番号の番号を記載してください。固定電話を設置していない場合のみ、携帯電話番号を記載してください。

※ 上記のQ & Aでも判断できない場合は、直接商工課へお問い合わせください。